蚊に注意しましょう

～家庭でできる蚊の対策～

平成26年8月、デング熱の国内感染が約70年ぶりに確認されるなど、今後も蚊が原因の感染症の発生が懸念されています。

主に5月から10月までが蚊の発生時期になりますので、対策は蚊に刺されないことだけでなく、発生源を減らすなど蚊を増やさないことも重要です。

①蚊に刺されない

●肌の露出を避けましょう

▶長袖、長ズボンの着用を！

●虫よけスプレーは効果的に使いましょう

▶持続性がないので定期的にかける！

※虫よけスプレーは使用上の注意をよく確認して使いましょう。

●蚊がいるところには近寄らない

▶やぶ、草むらには行かない！

●蚊を家に入れない

▶網戸の設置、窓の開閉に注意！

②蚊を増やさない

～幼虫対策～

幼虫(ボウフラ)は小さな水たまりでも発生します。水たまりをなくし、水たまりの原因となるものを片付けましょう。

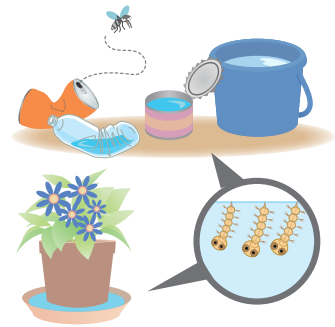

～成虫対策～

成虫は草むらや、やぶの中など湿った風通しの悪いところにいます。雑草の草刈りなどを定期的に行って、蚊のすみかをなくしましょう。

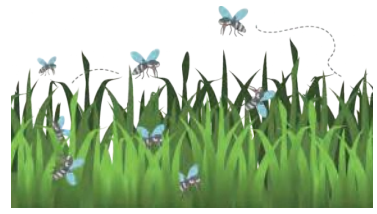

問 生活衛生係　☎800-2452　fax800-2516

体罰によらない子育てを広げよう!

～みんなで育児を支える社会～

横浜市こども虐待防止キャラクター「キャッピー」

4月に児童福祉法等の改正法が施行され、親権者が子どものしつけに際して、体罰を加えることが禁止されました。

体罰は「やむを得ない」でしょうか？

- 子どもの行動にイライラしたとき、「子どものしつけのためだから仕方がない」として、体罰をしていませんか。
  「何を言っても言うことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見はいまだに存在します。
- 体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、たたかれた恐怖心等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。
- 全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

体罰によらない子育てを社会で応援

「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査」(2017年7月：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)では、約6割の大人が、「しつけのために子どもに対する体罰を容認する」と回答し、その理由として「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」と回答した割合は42.8パーセントでした。

体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなければなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成し、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け社会全体で子育てを行っていく必要があります。

「体罰」：しつけのためだと親が思っても、体や心に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は体罰に該当します。

「しつけ」：子どもの発達しつつある能力に合う方法で教え伝えることで、自律した社会生活を送れるように子どもをサポートして社会性を育む行為です。

参考資料：体罰等によらない子育てのために
(厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」令和2年2月)

問 子育て支援担当　☎800-2447　fax800-2513

泉消防署からのお知らせ

泉のまちは自分たちの手で守る　横浜市泉消防団

消防団は、普段は仕事や学業、育児などの日常生活を送りながら、災害発生時には消防署と協力して消火活動や救助活動を行っています。

また平常時には防災訓練や防災指導・救命指導を行うなど、地域に密着した活動を行っています。

地域のみなさんが主役です

泉区に在住、在勤、在学の18歳以上の方は入団できます。
一緒に泉区を守りましょう！

問 泉消防署庶務課消防団係　☎fax801-0119